

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

資料2

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①中央児童館の活用	子育て支援課	中央児童館は、児童健全育成の拠点として重要な施設です。中央児童館の整備も含め、児童健全育成の拠点として、より活用します。	市内1か所において、児童健全育成の拠点として新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各種子育て支援サービスを実施した。 延べ利用人数3,525人 (任意利用2,364人 行事・イベント 556人 クラブ活動 605人)	市内1か所において、児童健全育成の拠点として各種子育て支援サービスを実施する。 中央児童館の手洗い場自動水栓化及びトイレ改修工事を行う。	市内1か所において、児童健全育成の拠点として各種子育て支援サービスを実施する。
②放課後子ども教室の充実	社会教育課	地域住民等の参画を得て、子どもたちがスポーツ、文化活動等で交流する安心安全な放課後の活動拠点(居場所)を確保します。市内全小学校区において実施し、国が定める「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携を進めます。	新型コロナウイルス感染症対策として、1日当たりの参加人数を減らすとともに、感染症対策を講じ、参加児童やスタッフの安全を確保しながら、子どもたちの学びの場の確保に努めた。 参加児童数 270人	放課後子ども教室を市内全小学校にて実施する。	放課後子ども教室を市内全小学校にて実施する。
③放課後児童クラブの充実	子育て支援課	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置しています。引き続き全小学校区に設置します。今後は、クラブの適切な運営に努めながら、放課後子ども教室との連携や保護者の就労時間を考慮した開設時間、障がい児の受け入れなどを視野に入れ、事業の充実を図ります。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置し、児童に安心・安全な居場所を提供した。 市内8校区9クラブで実施。登録児童数392人 令和5年4月開所をめざし、神守こどもの家を学校敷地内に建設する準備を進めた。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置し、児童に安心・安全な居場所を提供する。 令和5年4月開所をめざし、神守こどもの家を学校敷地内に建設する。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置し、児童に安心・安全な居場所を提供する。 神守こどもの家を新施設において運用開始する。
④長期休暇期間の小学生の居場所の提供	子育て支援課	長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供します。	長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供した。 中央児童館、東小、西小、神守小、高台寺小で実施 夏休み子どもの居場所づくり事業参加児童数 196人 春休み子どもの居場所づくり事業参加児童数 109人	長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供する。 夏休み子どもの居場所づくり事業及び春休み子どもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、蛭間小、高台寺小で定員237人で実施)。	長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供する。 夏休み子どもの居場所づくり事業及び春休み子どもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、神守小、蛭間小で実施)。
⑤学校体育施設の開放	社会教育課	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツ活動の拠点として、子どもが休日や夜間にスポーツに親しむ機会を継続して提供します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、開放中止となった期間はあったが、感染状況を確認しながら、市内13校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供した。年間を通じて、3,053回の利用があった。	引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供する。	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供する。
⑥図書館の活用	社会教育課	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施します。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら新型コロナウイルス感染症対策を講じ、おはなし会等(令和4年1月から開始22回)を実施した。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施する。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施する。
⑦ふくししくん広場の充実	福祉課 (社会福祉協議会)	親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してのふれあいの場の提供や、親同士等のネットワーク作りのために、津島市社会福祉協議会が開催する「ふくししくん広場」について支援します。	親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してのふれあいの場の提供を提供した。 ・開催回数：月1回、年間計 11回 ・延べ利用人数：167人 大人54名、子ども55名、ボランティア58人	月1回の定期開催を継続する。昨年度は感染症の影響により参加者が減少したため、参加しやすい催しを行い、参加者が定着することを目標とする。	事業の目的が達成できるよう、年間を通して参加者のニーズを把握するためのアンケート等を行う。さらに意見を反映できるよう、実施の方法を検討する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
小項目	① 学校等における支援

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①豊かな心の育成	学校教育課	子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め、子どもの心に響く教育活動の充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。	地域出身者で活躍されている方を講師に招き講話をいただく予定。	地域出身者で活躍されている方を講師に招き講話をいただく予定。
②適応指導教室の充実	学校教育課	様々な要因により、登校できない状態にある児童生徒及びその保護者を対象として、相談、助言、指導を行い、児童生徒の学校復帰を支援します。	市内2か所で適応指導教室を開設した。 教室：生涯学習センター、児童科学館	適応指導教室から教育支援センターへ名称変更する。 市内2か所で教育支援センターを開設する。	市内2か所で教育支援センターを開設する。
③健やかな体の育成	学校教育課	子どもの体力の増進が望まれる中、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、地域のスポーツ活動を充実します。	各学校において、総合的な子どもの基礎体力向上作戦（SKIP）として持久走やなわとび等を実践した。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取り組む（なわとび、サーキットトレーニングなど）。健康意識を高める取組を行う。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取り組む（なわとび、サーキットトレーニングなど）。健康意識を高める取組を行う。
④地域の人材の活用	学校教育課	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力を身に付けさせるために、ボランティアティーチャーや地域の伝統文化を継承する方などの外部人材を活用して学校教育の充実を図ります。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図った。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図る。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図る。
⑤外国語指導助手（ALTの活用）	学校教育課	ALTの市内全小中学校への派遣を継続します。	6名の外国語指導助手（ALT）が市内の全8校の小学校、全4校の中学校で勤務し外国語指導を行った。	6名の外国語指導助手（ALT）が市内の全8校の小学校、全4校の中学校で勤務し外国語指導を行う。	6名の外国語指導助手（ALT）が市内の全8校の小学校、全4校の中学校で勤務し外国語指導を行う。
⑥地域の根ざした学校づくり	学校教育課	学校評議員体制の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じ、地域に根ざした学校づくりを進めます。	地域学校協働本部が中心となり、コミュニティスクールを立ち上げ、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを進めた。 新規設置学校：東小、神島田小	地域学校協働本部が中心となり、コミュニティスクールを立ち上げ、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを進める。 新規設置学校：北小、藤浪中、天王中、蛭間小、西小	コミュニティスクール等、地域学校協働本部が中心となり、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを進める。 全小中学校に設置
⑦福祉実践教室等の福祉教育の充実	福祉課（社会福祉協議会）	児童・生徒にノーマライゼーションの理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がい者の日常生活に根ざした体験学習に取り組むなど、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育の充実を図ります。	令和3年度より実践的な福祉教育に加え、中・高校生を対象に、福祉の現場の声を多くの生徒に届けるために講演型の福祉教育を新科目として実施した。 実施校：11校 回数12回 参加総数1,201人 実践型内訳：小学校 7校 8回 619人、中学校 1校 1回 111人 内容：車いす、手話、点字、高齢者疑似体験 視覚障がい者ガイドヘルプ 講演型内訳：中学校 2校 2回291人、高等学校 1校 1回180人	令和3年度より実践的な福祉教育に加え、中・高校生を対象に、福祉の現場の声を多くの生徒に届けるために講演型の福祉教育を新科目として実施し、実施校での反響もよかったため、令和4年度も継続して実施していく。	年齢、知識に応じた授業内容をより深く児童・生徒に伝えられるよう創意工夫し取り組んでいく。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
小項目	②地域における支援

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①異年齢世代交流の機会の提供	子育て支援課	保育所や幼稚園及び学校において、異年齢世代交流を図る機会の提供を行います。	新型コロナウイルス感染対策として、対面での交流は行わなかったが、プレゼントを渡しあったり、手紙を書いたりするなど状況を見ながら異年齢世代交流を行った。	新型コロナウイルス感染状況をみながら、保育所、認定こども園において、感染対策をとりつつ異年齢世代交流を図る機会の提供を行う。	保育所や認定こども園において、異年齢世代交流を図る機会の提供を行う。
	学校教育課		新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。	小学校で高齢者の方を招いて昔の遊びを学ぶ。中学校の生徒が小学校に訪問し部活動を行う。津島高校が小学校へ訪問し、外国語の授業を行う。上記の様々な機会を持って交流をする。	
②地域のスポーツ活動の支援	社会教育課	地域住民等が自主的・主体的に運営する総合型スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援し、親子が気軽に参加でき、地域やクラブ仲間と交流できる場を提供していきます。	総合型地域スポーツクラブは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間120回の実施計画であったが、69回の開催となった。会員は273人で、参加者数は延べ1,276人となった。また、宿泊を伴うイベントは中止とした。スポーツ少年団活動についても、一定期間の活動を休止したが、順次再開し、練習や交流試合などの活動の場を提供した。	総合型地域スポーツクラブの活動については、子どもから大人まで異年齢で交流し、身近にスポーツができる機会を提供する。スポーツ少年団については、練習や交流試合などの活動の場を提供する。	総合型地域スポーツクラブの活動については、子どもから大人まで異年齢で交流し、身近にスポーツができる機会を提供する。スポーツ少年団については、練習や交流試合などの活動の場を提供する。
③親子で一緒に体験できるイベントの実施	社会教育課	子どもたちに自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供するため、つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル!等を実施します。	令和4年2月5日(土曜日)に、つしまおやこワクワク体験活動フェスティバルの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	新型コロナウイルス感染症対策を講じて、つしまおやこワクワク体験活動フェスティバルを開催する。	つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル!等の開催を通して、子どもたちに自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供する。
④郷土への愛着や誇りを育む学習や体験、交流の推進	社会教育課	郷土の歴史や文化に触れる多様な機会を創出し、その魅力や価値への理解を深め郷土への愛着と誇りを醸成します。	小学生を対象に愛西市と共催して「祭りを学ぶ」を実施し、地域の祭りについての理解を深めた。6月26日(土)に事前学習・「花付け」体験、7月25日(日)にビデオ鑑賞・屏風鑑賞等を実施した。8月28日(土)は、緊急事態宣言の発令を受け、中止した。参加者31人。	小学生を対象に愛西市と共催して「祭りを学ぶ」を実施し、地域の祭りについての理解を深める。7月9日(土)にクイズ・屏風鑑賞、7月16日(土)に、舟バズル・フィールドワーク、7月24日(日)に朝祭見学を実施する。	「祭りを学ぶ」と題して、事前学習、朝祭の車楽舟見学を実施する。小学生を対象に地域の祭りについての理解を深める。
⑤多文化共生の推進	シティプロモーション課	国際的な相互理解と信頼を深め、将来を担う人としてふさわしい国際感覚を身につけることを目的に、姉妹都市である米国カリフォルニア州ハーキュリーズ市への派遣・受入事業を行います。また、津島市国際交流協会等が開催する外国籍の小中学生の日本語教室について支援します。	ハーキュリーズ市への派遣は、令和2年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大により中止した。日本語教室は、年度途中から神守中学校区を対象とした日本語教室を始めたことで、計17回、延べ81人の外国籍児童の参加があった。また、神守中学校で国際理解講演会を行い、3年生157人の参加があった。	ハーキュリーズ市への派遣・受入事業を含む津島市とハーキュリーズ市の今後の姉妹都市交流のあり方について協議、検討を進めていく。日本語教室は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催する。藤浪中学校、暁中学校で国際理解講演会を開催する。	日本語教室は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催する。国際理解講演会は開催中学校を順番に変えながら継続して実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
小項目	㊦ 障がい児施策の充実

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
① 障がい児保育の促進	福祉課	保育所及び幼稚園と障がい児通所施設との連携をいっそう深め、保育所等の受け入れ体制を改善しながら、すべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進めます。また、保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合の利用料無償化の対象年齢の拡大について、実施できるように努めます。	障害福祉サービス支給決定者数194人 内訳：児童発達支援49人、放課後等デイサービス143人、保育所訪問支援2人 保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合、4歳以上児に利用料無償化を実施した。	各々の症状や希望に沿ったサービスの提供に努める。	各々の症状や希望に沿ったサービスの提供に努める。
	子育て支援課		市内11保育所・認定こども園で34名の障がい児を受け入れた。また、障がい児保育の促進のため、青い鳥療育支援事業（6園）や愛知発達障害者支援センター事例検討事業（1園）を活用したり、巡回型保育士・保育教諭研修（5園）を実施し、障がい児保育の相談・検討及び関係機関との連携を図った。	市内13保育所・認定こども園のすべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進める。また、障がい児保育が、適切な環境下において、一人一人の子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、保育が進められるよう、研修の充実を図る。また、関係機関との連携が図れる機会を設ける。	市内13保育所・認定こども園のすべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進める。また、障がい児保育が、適切な環境下において、一人一人の子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、保育が進められるよう、研修の充実を図る。また、関係機関との連携が図れる機会を設ける。
② 特別児童扶養手当の支給	子育て支援課	重度・中度の障がいを持つ児童（20歳未満）を監護している方への手当支給について、今後も継続して実施します。	重度・中度の障がいを持つ児童（20歳未満）を監護している方へ特別児童扶養手当受給者数104件（児童数113人）に支給した。	制度の周知を徹底し児童福祉の増進を図る。	制度の周知を徹底し児童福祉の増進を図る。
③ 障がい者医療費の支給	保険年金課	障がいがある児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	障がい者医療費の助成を行った。 障がい者医療費受給対象者数684人、うち子ども92人 精神障がい者医療費受給対象者数283人、うち子ども1人 （令和4年3月時点）	障がいがある方の福祉の増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して実施する。	障がいがある方の福祉の増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して実施する。
④ 特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施します。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市内の小中学校に通う児童生徒65人に対し、前期分と後期分を合わせて、3,044,724円を支給した。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施する。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施する。
⑤ 小児慢性特定疾病児童等医療費の支給	保険年金課	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施します。	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費助成をした。（支給実人数14人）	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施する。	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施する。
⑥ 未熟児養育医療費の給付	保険年金課	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の給付を今後も継続して実施します。	医療を必要とする未熟児の養育医療費の給付を行なった。（受給者数9人）	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の給付を今後も継続して実施する。	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の給付を今後も継続して実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
中項目(2)	
小項目	① 子育て支援サービス

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実実施計画予定
① 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実	健康推進課	妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対し、切れ目のない支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター事業」を総合保健福祉センターで実施しています。また、妊娠届出の窓口を一つに集約することにより、保健師が聞き取り等を行い、早期の支援につなげていきます。	子育て世代包括支援センター事業として、母子健康手帳交付時に市民と保健部門、児童福祉部門の顔つなぎを実施した。また、支援の必要な家庭を早期に把握し、妊娠期から関係機関と連携して支援を行った。母子手帳交付時面接件数317件	子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施します。	子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施します。
② 地域子育て支援センターの充実	子育て支援課	子育て支援センターは、親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供を行う拠点として、事業内容の充実を図ります。	東西子育て支援センターの自由来所は延べ12,956人、親子遊び講座122人、育児講座は参加人数1回5組とする24組、青空保育は親子で211人、すくすくひろば親子で42人、はじめの一步親子で67人の参加であった。親子交流教室参加組数4組する15組の参加であった。相談事業として、育児相談は随時相談を受けているが467人、個別相談は予約制と56人であった。	親子遊び講座、育児講座、すくすくひろば、はじめの一步、支援ひろば、親子音楽会については、引き続き予約制とするが、新型コロナウイルス感染状況により、人数を増やすなど対応する。子育てサークル（多胎児サークルをなど）の育成をする。	親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供、サークル育成等、拠点として事業内容の充実を図る。
③ 子育て支援サービスの情報提供の充実	子育て支援課	子育て世代を対象に、利用者の状況に応じ、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービス情報を発信し、利用者の利便性を高めた子育て支援情報を幅広く提供するためのアプリ及びウェブサイトを構築し、積極的な情報提供に努めます。子育て支援センターの事業内容・サークルについての情報などをホームページや情報誌で積極的に配信し、行政・地域・家庭で連携して子育てを担うように啓発します。パンフレットやホームページ等により、保育サービスに関する情報を一元化し、内容の充実とわかりやすい情報提供を図ります。	妊娠期から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウェブサイト「つまっち」の公開や子育てカレンダー、情報紙「すくすく」を毎月発行し、子育てに関する様々な支援情報を提供した。ホームページ・市政のひろばで情報提供する。子育てガイドブック令和3年4月4500部発行する。	妊娠期から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウェブサイト「つまっち」公開。また、YouTubeやインスタグラムを活用し子育て支援センターの活動や子育てに関する情報を提供する。子育てカレンダー、情報紙「すくすく」を毎月発行する。子育て支援センター等でアンケートを行い改善し、一覧で情報提供を行う。ホームページ・市政のひろばで情報提供 子育てガイドブック令和4年4月4,000部発行	妊娠期から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウェブサイト「つまっち」公開。また、YouTubeやインスタグラムなど世情にあった発信方法を活用し子育て支援センターの活動や子育てに関する情報を提供する。子育てカレンダー、情報紙「すくすく」を毎月発行する。ホームページ・市政のひろばで情報提供する。子育てガイドブック令和5年4月4,000部発行する。
④ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	健康推進課	妊婦とその家族に産後の不安解消のため、産後の生活についての具体的なイメージを持ってもらい、地域の子育て支援サービスとのつなぎを、妊娠期から大切にします。また、低出生体重児の要因となる若い女性のやせや喫煙などの習慣を改善するため、思春期からの啓発を重点的に行います。	妊婦とその家族の不安解消のため、HAPPYマタニティ教室（両親教室）6回を実施した。妊娠届出時に子育て支援センターを紹介し、地域の子育てサービスへつないだ。やせや喫煙などの生活習慣改善のためにHAPPYマタニティに加え、市内小中学校に食生活やタバコの害についての教育を行った。	妊婦とその家族に対して、両親教室や相談等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。	妊婦とその家族に対して、両親教室や相談等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。
⑤ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	子育て支援課		利用者支援事業として、子育て家庭を個別のニーズに応じて地域の資源につなぎながら、家庭が地域の中に子どもを育てるための体制を作っていく。必要な情報と相談先周知のため10か月訪問を実施した。（134件） また、子育て相談を実施した。（376件）	利用者支援事業として、子育て家庭を個別のニーズに応じて地域の資源につなぎながら、家庭が地域の中に子どもを育てるための体制を作っていく。必要な情報と相談先周知のため10か月訪問を実施する。子育て相談を関係機関につなげる。	利用者支援事業として、子育て家庭を個別のニーズに応じて地域の資源につなぎながら、家庭が地域の中に子どもを育てるための体制を作っていく。必要な情報と相談先周知のため10か月訪問を実施する。子育て相談を関係機関につなげる。
	健康推進課	子育て世代包括支援センター事業を実施し、対象者に合わせて必要な情報提供と相談先の周知を行います。また、他機関との顔のみえるつながりを大切にしながら、地域の子育て支援サービスとも連携し、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援に努めます。	母子健康手帳の交付時に、地区担当保健師の周知を行い、孤立防止に努めた。また、子育て支援サービス、医療機関等に向向き、地域で安心して出産・育児ができるような連携を図った。母子手帳交付時面接件数317件	関係機関と連携を図り、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援と地域づくりに努めます。	地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援と地域づくりに努めます。
⑥ 子育てサークルの育成	子育て支援課	各地域で子育てサークルの数を増やし、その育成を支援していきます。サークルが活動しやすい環境を提供するとともに、親の主体性が高まるように意識を高めます。	子育てが孤立しないように、同じ年頃の子どもを持つ保護者が情報交換をしたり、活動が円滑に回るように支援をする。サークルリーダー会を12月に開催 現在11サークル（令和3年度は3サークル立ち上げた）	新型コロナウイルス感染状況を見ながら、サークル交流会を開催。サークル活動の充実と共に、子育てお悩みを解消できるように相談や意見交換をしたり、情報交換を行う。	母親・父親のニーズに合わせてながら、実施をしていく。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目 (1)	1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
中項目 (2)	
小項目	①子育て支援サービス

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
⑦子育てサロンの開催	子育て支援課	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催します。	蛭間地区コミュニティセンターで、地域の主任児童委員を中心に子育てサロン「おたまじゃくし」を開催した。緊急事態宣言発令中は中止し、全13回開催。	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子と一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催する。 17回開催予定。	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子と一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催する。
⑧園開放の継続	子育て支援課	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・幼稚園等の園庭、園舎を開放します。	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・幼稚園等の園庭、園舎を開放した。 共存園保育所は、毎週金曜日に実施した。新型コロナウイルス感染対策のために 4/20～6/20 8/8～9/12 1/21～3/21までの間は中止したが、その他は予約制として実施した。 利用人数未就園児19人 保護者19人 計38人 新開こども園は、毎週月曜日に実施した。新型コロナウイルス感染対策のために 4/20～6/20 8/8～9/12 1/21～3/21までの間は中止したが、その他は予約制として実施した。 利用人数未就園児8人 保護者8人 計16人	新型コロナウイルス感染状況を見ながら、感染対策を取り、子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所認定こども園等の園庭、園舎を開放する。	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・認定こども園等の園庭、園舎を開放する。
⑨延長保育の実施	子育て支援課	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する延長保育をすべての園で実施します。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する延長保育を市内施設12施設（公立保育所1か所、民間保育所1か所、公立認定こども園1か所、民間認定こども園9か所）で実施し、延べ4,003人（実利用数74人）の児童が利用した。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する延長保育を今後も継続して、全園での延長保育の実施をしていく。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する延長保育を今後も継続して、全園での延長保育の実施をしていく。
⑩公立・民間保育所での一時預かりの継続	子育て支援課	公立・民間保育所で実施している一時預かりサービスを継続して、保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するためにこどもを預かる制度で、市内施設5か所（共存園、新開、蛭間、神島田、あたご）で実施し、延べ1712人（実利用人数111人）の児童が利用した。	保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するためにこどもを預かる制度で、市内施設5か所（共存園、新開、蛭間、神島田、あたご）で実施し、延べ1712人（実利用人数111人）の児童が利用した。	公立保育所1か所（共存園）民間保育所1か所（蛭間保育園）、公立認定こども園1か所（新開こども園）、民間認定こども園2か所（あたごこども園、神島田保育園）において、一時預かり事業を実施していく。	公立保育所1か所（共存園）民間保育所1か所（蛭間保育園）、公立認定こども園1か所（新開こども園）、民間認定こども園2か所（あたごこども園、神島田保育園）において、一時預かり事業を実施していく。
⑪病児・病後児保育の充実	子育て支援課	民間幼保連携型認定こども園で実施している病児・病後児保育事業の内容の見直しを図り、より利用しやすいサービスを提供してまいります。また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりとの連携を検討します。	児童が病気により集団保育の困難な期間でかつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童について、一時的にその児童を預かる制度で、神島田こども園にて115人の児童が登録し、延べ53人が利用した。	病気により集団保育が困難でかつ保護者の就労等により保育が必要な児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業を神島田こども園にて継続して実施する。	病気により集団保育が困難でかつ保護者の就労等により保育が必要な児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業を神島田こども園にて継続して実施する。
⑫休日保育の継続	子育て支援課	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる休日保育事業を、民間幼保連携型認定こども園で今後も継続していきます。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる制度で、令和3年度はあたごこども園にて14人の児童が登録し、延べ242人が利用した。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる休日保育事業をあたごこども園にて継続して実施する。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる休日保育事業をあたごこども園にて継続して実施する。
⑬児童養護施設等の短期利用	子育て支援課	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育します。今後も3施設への委託を継続していきます。	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育します。令和3年度については実績なし。	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育する。今後も3施設への委託を継続していく。	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育する。今後も3施設への委託を継続していく。
⑭家庭教育学級の推進	社会教育課	小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供しており、今後も実施の支援をします。	保護者相互の交流と家庭教育の充実を目的に、講演会、スマホ安全教室、研修会等を開催した。講演会「子どもをやる気にさせる言葉かけ」など。延べ参加者数197人。	保護者相互の交流と家庭教育の充実を目的に、講演会、スマホ安全教室、研修会等を開催する。	小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供し、実施の支援を行う。
⑮小学校区家庭教育の推進	社会教育課	家庭教育推進地区の指定を行い、各地区の家庭教育の推進強化を行います。	令和2年度～令和4年度の重点地域である神島田小学校区において、家庭教育の推進を強化した。	令和2年度～令和4年度の重点地域である神島田小学校区において、家庭教育の推進を強化する。令和4年度においては、海部地区の拡大家庭教育推進会議で活動事例の発表を予定している。	令和5年度～令和6年度の重点地域である南小学校区において、家庭教育の推進を強化する。
⑯親子ロードショーの開催	社会教育課	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を継続して開催します。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を開催した。 8月11日（水）から13日（金）まで。延べ参加者数56人。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を開催する。 8月15日（月）から17日（水）まで開催する。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を開催する。
⑰親子でふれあう科学教室の開催	社会教育課	天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場として、四季の星空教室や工作、企画展を開催します。	児童科学館において、四季の星空教室や天文科学工作教室、わくわく工作教室や、昆虫展などの企画展を開催した。計11回、延べ参加者数160人。	児童科学館において、四季の星空教室や工作、企画展を開催する。	天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場を提供する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
中項目(2)	
小項目	㊟経済的支援

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①ひとり親家庭等の支援	子育て支援課	ひとり親家庭や貧困家庭の子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等について検討してまいります。	・ひとり親家庭等の経済的支援を図るため、広報紙ホームページ冊子等で制度の周知を徹底した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯及びその他の子育て世帯に対し、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金を18歳以下の児童1人につき5万円を支給した。(支給児童数 1,140人) ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、児童手当支給対象所得の世帯に対し子育て世帯への臨時特別給付金を18歳以下の児童1人につき10万円支給した。(支給児童数 7,998人)	・ひとり親世帯の経済的支援を図るため、広報紙、ホームページ、冊子等で制度の周知を徹底する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯及びその他の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を18歳以下の児童1人につき5万円を支給する。	ひとり親世帯経済的支援を図るため、広報紙、ホームページ、冊子等で制度の周知を徹底する。
②児童手当の支給	子育て支援課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当法に基づき手当を支給します。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与した。延べ支給児童数74,782人。コロナ感染症拡大防止対策として、児童手当・特例給付現況届の受付を基本郵送にて行った。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与する。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与する。
③子ども医療費の支給	保険年金課	子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの子どもに対する医療費の助成を実施します。(中学校卒業後については所得制限あり)	子ども医療費の助成を行った。 受給者数 2,369人(未就学児) 4,092人(小1～高3) (令和4年3月時点)	令和4年10月診療分から、16歳から18歳までの所得制限を廃止し、18歳以下の子ども全員の医療費を入院・通院ともに無料化します。	子どもの福祉の増進を図るため、医療費の助成を継続して実施する。
④保育料の一部免除	子育て支援課	大幅な収入減などがある保護者に対する保育料の一部免除のため、市内の家庭の実態の把握や他市の状況を調査・研究しました。今後も適正な保育料免除の基準を検討してまいります。	市内保育所及び幼保連携型認定こども園等と連携し保護者の家庭状況を把握に努めた。	今後も市内の家庭の実態や近隣市町村の状況を鑑みて検討していく。	今後も市内の家庭の実態や近隣市町村の状況を鑑みて検討していく。
⑤就学援助費の支給	学校教育課	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行います。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を、申請のあった延1,500人(377世帯)に合計35,576,287円を支給した。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行う。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行う。
⑥遺児手当の支給	子育て支援課	制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「津島市遺児手当支給条例」(昭和49年条例第9号)に基づいて、遺児手当を今後も継続して支給します。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、津島市遺児手当を支給した。 受給者数224人(児童数346人)	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。
⑦児童扶養手当の支給	子育て支援課	制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「児童扶養手当法」(昭和36年法律第238号)に基づいて、児童扶養手当を今後も継続して支給します。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、児童扶養手当を支給した。 受給者数391人(児童数571人)	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。
⑧未婚のひとり親家庭の支援	子育て支援課	未婚のひとり親家庭の子育てを支援するため、保育料等の対象事業において、寡婦(夫)控除が適用されたものとみなして、利用料等の算定を行います。	令和3年1月1日から施行された地方税法等の一部を改正する法律において、未婚のひとり親に対する税法上の措置が講じられたことにより、「ひとり親控除」の対象となったため令和3年6月30日に制度の廃止をした。	「みなし寡婦」制度の廃止	「みなし寡婦」制度の廃止
⑨母子・父子家庭医療費の支給	保険年金課	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	母子・父子家庭医療費の助成を行った。 受給対象者数1,024人 うち子ども552人 (令和4年3月時点)	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施する。	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施する。
⑩母子家庭自立支援のための給付金の支給	子育て支援課	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金の支給を行っています。	高等職業訓練促進給付金を対象者4人に、自立支援教育訓練給付金を対象者1人に給付した。	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金支給を行う。	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金支給を行う。
施設等利用給付費の支給(新規事業)	子育て支援課	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給します。	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給した。 幼稚園対象児童数 延べ人数4,923人 認可外保育施設 延べ人数12人	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給を行う。	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給を行う。
幼稚園・保育所等の給食における副食費の一部免除(新規事業)	子育て支援課	幼稚園、認定こども園、保育所に通う児童の給食費における低所得者又は第3子以上の児童の副食費を免除します。	市内保育施設在園児 205人の副食費を免除した。 幼稚園対象児童数 延べ人数1,015人	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して副食費の免除を実施していく。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して副食費の免除を実施していく。
実費徴収に係る補足給付の支給(新規事業)	子育て支援課	保育所・認定こども園に通う生活保護世帯の児童の園により実費徴収する日用品等の一部を補助します。	生活保護世帯の児童8人(7世帯)に対し、令和3年度に購入した日用品等の一部を補助した。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して日用品の補助を実施していく。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して日用品の補助を実施していく。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	2. 本市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	産業振興課	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等関係法令について、広報・PRを一層充実して周知を図ります。	労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口に配置し、周知を図った。	労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口に配置し、継続して周知を図っていく。	労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口に配置し、継続して周知を図っていく。
②男女共同参画意識の啓発	人権推進課	性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画に関するセミナーや男性を対象とした料理教室の開催など、様々な方法により、啓発活動を継続して行います。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供します。	男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙12月号に「男女共同参画社会の実現を目指して」を掲載。国や県から配布される男女共同参画関連の資料を公共施設等に配置し周知に努めた。男女共同参画に関するセミナーを、平成28年度採用職員を対象に、男女共同参画に対する意識啓発や理解を深めることを目的として書面開催した。女性チャレンジ支援情報をホームページに掲載し、啓発を行った。	性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画に関するセミナーの開催など、様々な方法により、啓発活動を行う。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供する。	性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、様々な方法により、啓発活動を継続する。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供する。
③ファミリー・サポートの充実	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターにて実施している、子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなど事業内容の充実を進め、より一層の周知を図ります。	ファミリー・サポート・センターにて実施している、子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを実施した。依頼会員476人、提供会員195人、両方会員42人計713人の登録があった。預かり・援助件数881件、病児・病後児預かり9件、夜間預かり11件、産前産後の家事支援0件合計901件の利用実績があった。	地域において育児をしたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助を行っていくファミリー・サポート・センター事業を実施していく。子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを今後も継続して実施していく。	地域において育児をしたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助を行っていくファミリー・サポート・センター事業を実施していく。子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを今後も継続して実施していく。
④雇用情報の提供	産業振興課	ハローワーク等関係機関と連携して、雇用情報にアクセスしやすいように、市ホームページからハローワークへのリンクを充実します。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を掲載した。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を継続して掲載する。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を継続して掲載する。

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	3. 本市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行います。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①妊娠期からの児童虐待防止対策の充実	健康推進課	妊娠期からの虐待予防の取り組みとして、妊娠届出時のアンケートの活用、医療機関や関係機関と連携し、問題を抱えているご家庭が孤立しないよう努めます。また、赤ちゃんとの生活や乳幼児揺さぶられ症候群など、子育てに関する啓発を妊婦教室や乳児期に行います。	妊娠届出時に全ての妊婦と面接し、妊娠期から相談しやすい体制を整備した。また、支援が必要な方に対して、子育て世代包括支援センター事業や要保護児童対策地域協議会の場を利用し、児童虐待部門と連携しながら支援を実施した。 母子手帳交付時面接件数317件	妊娠届出時に全ての妊婦と面接し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。	妊娠届出時に全ての妊婦と面接し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。
	子育て支援課		要支援妊婦、特定妊婦に対し、保健師と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を行った。 家庭訪問42件	要支援妊婦、特定妊婦に対し、保健師と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を行う。	要支援妊婦、特定妊婦に対し、保健師と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を行う。
②乳児家庭全戸訪問の実施	子育て支援課	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師や主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供・養育環境の把握等を行います。	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師や主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供・養育環境の把握等を行った。 訪問対象282人、訪問実施279人、うち要経過観察児数137人。	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・看護師・保育士等や主任児童委員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行います。	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・看護師・保育士等や主任児童委員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行います。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(3) 子どもの安全・安心を保证する取組
中項目(1)	1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育を行います。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①防犯教育の促進	市民協働課	学校等において防犯教室、講話等を実施します。	地域住民対象の防犯教室、講和等を実施した。	保育園、学校等において防犯教室、講話等を実施し、子供の安全と地域ぐるみの防犯対策を図る。	保育園、学校等において防犯教室、講話等を実施し、子供の安全と地域ぐるみの防犯対策を図る。
②交通安全教育の推進	市民協働課	学校等において、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室を実施します。	町内・学校・保育園等でコロナ禍で実施可能な交通安全教室、啓発活動等を対策を行い、計13回実施した。	町内・学校・保育園等で交通安全教室を実施し、交通事故防止を図る。	町内・学校・保育園等で交通安全教室を実施し、交通事故防止を図る。
③防犯カメラの整備	市民協働課	安全で安心できるまちにするため、町内会等に防犯カメラの設置補助を行います。	津島ハイツ町内会へ防犯カメラ2台分の補助を行い、設置補助の推進に努めた。	今後も安全安心なまちのため、防犯カメラの設置補助を推進する。	今後も安全安心なまちのため、防犯カメラの設置補助を推進する。
④「子ども110番の家」の充実	市民協働課	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」について、各小学校において通学路点検を行い、未整備場所における設置について依頼していきます。	令和3年度現在「子ども110番の家」182件登録。	「こども110番の家」の更新年度のため、学校と連携して進めるとともに、通学路点検等の実施により児童、保護者に周知を図る。	「こども110番の家」の新規設置について学校と連携して進めるとともに、通学路点検等の実施により児童、保護者に周知を図る。
	学校教育課		新型コロナウイルス感染症対策の要となる3密を避けるため、教員による通学路点検のみを実施。	新型コロナウイルス感染症対策の要となる3密を避けるため、教員による通学路点検のみを実施する。	新型コロナウイルス感染症対策の要となる3密を避けるため、教員による通学路点検のみを実施する。
⑤チャイルドシートの正しい使用の徹底	市民協働課	広報紙において掲載するとともに、街頭にてサイン板をかけた交通安全広報を実施します。	津島市広報において掲載(2月号)するとともに、警察署及び関係団体と連携して交通安全広報に努めた。	津島市広報の掲載及び関係機関と連携した街頭での交通安全広報を実施する。	津島市広報の掲載及び関係機関と連携した街頭での交通安全広報を実施する。
⑥地域安全広報活動の推進	市民協働課	地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーンの実施を支援します。	警察署及び関係団体等と連携し、街頭キャンペーンを8回実施した。	関係機関と連携した効果的な街頭キャンペーンにより防犯啓発を実施する。	関係機関と連携した効果的な街頭キャンペーンにより防犯啓発を実施する。
⑦パトロール活動の推進	市民協働課	ボランティア団体等による防犯パトロールの実施を支援します。	ボランティア団体等による防犯パトロールを9回実施した。	警察署員と防犯パトロールに参加することで協力支援を図る。	警察署員と防犯パトロールに参加することで協力支援を図る。
⑧各種街頭啓発活動の推進	社会教育課	青少年の非行・被害防止や健全育成を図るため、県や関係機関と協調・連携しながら実施します。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動(夏期・冬期)」などを実施した。また、津島保護区保護司会主催の「社会を明るくする運動」に共催し、街頭キャンペーンを実施した。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動(夏期・冬期)」などを実施する。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動(夏期・冬期)」などを実施する。
⑨防火思想の普及啓発活動の推進	消防本部	保育所、幼稚園等に対して、花火指導や消防教室等を実施します。	新型コロナウイルス感染拡大中止とした。	保育園、こども園等に花火指導を実施し防火、花火の取り扱い啓発を図る。(7月～8月実施予定)	保育園、こども園等に花火指導を実施し防火、花火の取り扱い啓発を図る。
⑩防災教育の推進	消防本部	小学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練を実施します。また、中学校一年生を対象に、防火・防災の講座を実施し、自助・共助の重要性を学んでもらい、災害時には率先して行動できるよう育成します。	小学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練などの事業を計画していたが、新型コロナウイルス情勢を鑑み学校教育課と協議した結果中止とした。	各小学校に起震車による地震体験を実施した。(6月中旬実施済み) 中学一年生を対象に防災講話を実施中。	各小学校に起震車による地震体験を実施する。 中学一年生を対象に防災講話を実施する。
自転車乗車用ヘルメットの補助(新規事業)	市民協働課	7歳から18歳の児童生徒等または、65歳以上の高齢者を対象に安全認証(SGマーク等)が付いている自転車乗車用ヘルメットの購入補助を行います。(購入金額の2分の1・上限2,000円)	7歳から18歳の児童生徒等または、65歳以上の高齢者を対象に安全認証(SGマーク等)が付いている自転車乗車用ヘルメットの購入補助を行った。 自転車乗車用ヘルメットの購入補助申請数 388件 (内訳 7歳から18歳の児童生徒等303件)	今後も自転車事故による交通事故被害防止のため、自転車用ヘルメットの着用を推進する。	今後も自転車事故による交通事故被害防止のため、自転車用ヘルメットの着用を推進する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(3) 子どもの安全・安心を保证する取組
中項目(1)	2. 本市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行います。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①学校施設の整備	学校教育課	子どもが安全に安心して生活できるよう、学校施設の維持管理に努めます。	市内4中学校のトイレを洋式化を行った。 非構造部材の耐震化事業を行った。 (天王中学校武道場のつり天井を改修)	令和4年度は蛭間小学校体育館と神守中学校体育館の長寿命化改修工事のための設計を行う予定。 全小中学校にLED照明を設置する。	令和5年度は蛭間小学校体育館と神守中学校体育館の長寿命化改修工事を行う。
②公園の整備維持管理	都市整備課	市内の公園が安全で快適な遊び場になるよう、必要に応じた新たな整備や適切な維持管理に努めます。	市内64カ所の公園の遊具の点検を年3回実施し、4公園の修繕工事を行った。	遊具の点検を年3回実施し、必要に応じて修繕工事を行う。	遊具の点検を年3回実施し、必要に応じて修繕工事を行う。
③道路の整備維持管理	都市整備課	歩行者の安全確保のため、道路や歩道の整備及び舗装の補修等を行います。	通学路安全プログラムで対策が必要な7カ所について、歩道整備及び舗装補修工事を実施した。	通学路安全プログラムで対策が必要な4地区について、歩道整備及び舗装補修工事を行う。	通学路安全プログラムで対策が必要な地区について、安全対策工事及び修繕の実施を行う。

大項目	(4) 子どもの参画の推進
中項目(1)	1. 子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子供の意見を尊重するよう努めます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①つしま子ども会議の開催	学校教育課	子どもたちが主体的に参加できる「つしま子ども会議」を開催し、子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場を提供します。	子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表者委員会を開催した。	子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表者委員会を開催する。	子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表者委員会を開催する。
②子どもの意見の尊重	子育て支援課	子育てイベント等の子どもに関する施策や将来の計画の策定について、アンケート等で意見を求めるときには、大人の意見とともに、子どものアンケートの実施を検討します。	子どもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施した。 児童館において来館者アンケート実施した。	子どもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施する。 児童館において来館者アンケート実施する。	子どもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施する。 児童館において来館者アンケート実施する。
	社会教育課		放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、令和3年度に参加児童を対象としたアンケートを実施(225件回答) 津島市子ども読書活動推進計画(第4次)策定のため、第3次計画の効果検証のため、小学生(3年、6年)と中学生(2年)にアンケートを実施(小学生475件回答、中学生260件回答)した。	放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、参加児童を対象としたアンケートを実施する。	放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、参加児童を対象としたアンケートを実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等
中項目(1)	1. 本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図ります。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①家庭訪問による早期発見	子育て支援課	関係機関と連携を取りながら、要支援家庭の把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努めます。	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等による家庭訪問を行い、虐待の早期発見に努めた。(乳児家庭全戸訪問事業：279件、養育支援訪問事業：121件 合計400件訪問)	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等による家庭訪問を継続実施し、虐待の早期発見に努めていく。	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等による家庭訪問を継続実施し、虐待の早期発見に努めていく。
	学校教育課		各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握した。	各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握する。	各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握する。
②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	健康推進課	児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「命の大切さ」での啓発内容の充実に努めます。 児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。	子供の自己肯定感の向上に向けて、思春期教育を市内小学校8校、中学校4校、合計1436人に実施。自己肯定感や生活習慣に関するアンケートを集計し、学校等関係機関と学童期・思春期の健康課題を共有した。	乳幼児健康診査では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。子供の自己肯定感の向上、生活習慣の改善等に向けて、市内小中学校と連携し、思春期教育を実施する。	乳幼児健康診査では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。子供の自己肯定感の向上、生活習慣の改善等に向けて、市内小中学校と連携し、思春期教育を実施する。
③虐待を防ぐための各種知識の普及啓発	子育て支援課	各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止の周知啓発を行います。	各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止等の周知啓発を行った。 広報紙「家庭児童相談室のご案内」掲載 2回 広報紙「里親体験発表会」掲載 2回 体罰によらない子育てのためにポスター及びリーフレット配布 1回 特別養子縁組制度・里親制度ポスター、リーフレット配布 2回 広報紙「里親月間」掲載 特別養子縁組に関するポスターおよびリーフレット配布 2回 児童虐待防止に関する研修会開催 1回 広報紙「児童虐待防止推進月間」掲載 1回 児童虐待防止チラシ、児童虐待防止推進月間啓発ポスター配布 1回	各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止等の周知啓発を行う。 広報紙「家庭児童相談室のご案内」掲載 広報紙「里親体験発表会」掲載 体罰によらない子育てのためにポスター、リーフレット配布 特別養子縁組制度等ポスター、リーフレット配布 広報紙「里親月間」掲載 特別養子縁組に関するポスター、リーフレット配布 児童虐待防止に関する研修会開催 広報紙「児童虐待防止推進月間」掲載	各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止等の周知啓発を行う。 広報紙「家庭児童相談室のご案内」掲載 広報紙「里親体験発表会」掲載 体罰によらない子育てのためにポスター、リーフレット配布 特別養子縁組制度等ポスター、リーフレット配布 広報紙「里親月間」掲載 特別養子縁組に関するポスター、リーフレット配布 児童虐待防止に関する研修会開催 広報紙「児童虐待防止推進月間」掲載
	学校教育課		県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知した。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。
④育てにくさを感じる親に寄り添う相談体制の充実	健康推進課	育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるように努めます。	子供の自己肯定感の向上に向けて、思春期教育を市内小学校8校、中学校4校、合計1,436人に実施。自己肯定感や生活習慣に関するアンケートを集計し、学校等関係機関と学童期・思春期の健康課題を共有した。	乳幼児健康診査では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。子供の自己肯定感の向上、生活習慣の改善等に向けて、市内小中学校と連携し、思春期教育を実施する。	乳幼児健康診査では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。子供の自己肯定感の向上、生活習慣の改善等に向けて、市内小中学校と連携し、思春期教育を実施する。
⑤障がい児等の相談体制の充実	福祉課	医療や療育などの支援を推進するため、保健師・家庭児童相談員等、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図ります。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)及び「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)に基づく障がいがある児童への福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。	医療や療育などの支援を推進するため、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにした。障害福祉サービスの支給決定をしている障がい児のすべてが、障がい児相談支援を利用した。	医療や療育などの支援を推進するため、関係課窓口が連携をとり、相談に応じます。サービスの支給決定をしている障がい児のすべてが、障がい児相談支援を利用できるよう推進する。	医療や療育などの支援を推進するため、関係課窓口が連携をとり、相談に応じます。サービスの支給決定をしている障がい児のすべてが、障がい児相談支援を利用できるよう推進する。
⑥ひとり親家庭等の相談体制の充実	子育て支援課	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行っていきます。	母子家庭・父子家庭の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上などの相談を行った。 母子・父子自立支援員が行った相談件数 411件	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行う。	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行う。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等
中項目(1)	2. 本市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①児童虐待の早期発見・早期対応のための体制づくり	子育て支援課	関係機関との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	関係機関（市各部署、児童相談所、警察等）との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めた。 要保護児童対策地域協議会開催 ネットワーク会議12回開催 サポートチーム会議2回開催し、必要に応じて適宜開催した。	関係機関（市各部署、児童相談所、警察等）との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。 要保護児童対策地域協議会開催5月 ネットワーク会議12回開催 サポートチーム会議を必要に応じて適宜開催していく。	関係機関（市各部署、児童相談所、警察等）との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。 要保護児童対策地域協議会開催5月 ネットワーク会議12回開催 サポートチーム会議を必要に応じて適宜開催していく。
	学校教育課		毎月各学校から、保護が必要又は心配されている児童生徒の報告が教育委員会に上がってくる。それをとりまとめ、月1回開催される要保護ネットワーク会議に参加して報告した。	毎月各学校から、保護が必要又は心配されている児童生徒の報告が教育委員会に上がってくる。それをとりまとめ、月1回開催される要保護ネットワーク会議に参加して報告し、早期対応を図る。	毎月各学校から、保護が必要又は心配されている児童生徒の報告が教育委員会に上がってくる。それをとりまとめ、月1回開催される要保護ネットワーク会議に参加して報告し、早期対応を図る。
②相談体制、ネットワークの強化	子育て支援課	児童相談所や保健所等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めます。	家庭児童相談室において面接・電話・訪問での相談を行った。 新規：面接141件、電話253件、訪問51件 のべ：面接671件、電話1011件、訪問467件 の相談があった。必要に応じて他機関と連携を取り、ネットワークの強化に努めた。	面接・電話・訪問での相談を行う。 必要に応じて他機関と連携を取り、ネットワークの強化に努める。	面接・電話・訪問での相談を行う。 必要に応じて他機関と連携を取り、ネットワークの強化に努める。
	学校教育課		要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応した。	要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応する。	要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応する。

大項目	(6) 虐待、体罰、いじめ等の救済等
中項目(1)	1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①ネットワークの強化	子育て支援課	発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うために、ネットワーク会議やサポートチーム会議を開催し、各相談機関と情報共有、役割分担を確認して、個々のケースの解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。	警察、児童相談所、学校、主任児童委員等地域の関係機関並びに保護者との連携を強化し、虐待の早期発見早期対応に努めた。 虐待通告件数:59件	警察、児童相談所、学校、主任児童委員等地域の関係機関並びに保護者との連携を強化し、虐待の早期発見早期対応に努める。	警察、児童相談所、学校、主任児童委員等地域の関係機関並びに保護者との連携を強化し、虐待の早期発見早期対応に努める。

大項目	(6) 虐待、体罰、いじめ等の救済等
中項目(1)	2. 学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見した時は、直ちに市又は関係機関に通報します。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
①学校での相談体制の充実	学校教育課	教員による教育相談を行うと同時にスクールカウンセラーとの連携を図ります。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作った。また学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して相談対応した。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作っている。また、学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して対応する。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作っている。また、学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して対応する。
②スクールカウンセラーの配置	学校教育課	全中学校（各校1名）及び全小学校（2名で8校）にスクールカウンセラーを配置します。	県から6名の配置（小学校は2名で巡回、中学校は各校1名）があった。また、市で雇用した2名が小中学校を巡回した。	県から6名の配置（小学校は2名で巡回、中学校は各校1名）があった。また、市で雇用した2名が小中学校を巡回する。	県から6名の配置（小学校は2名で巡回、中学校は各校1名）がある予定。また、市で雇用した2名が小中学校を巡回する。